

告示

埼玉県告示第二百五十六号

日高市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和三年三月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	承認
日高市	平成二十六年度地籍簿一冊	日高第四十三―五地区（大字中九日鹿山の一部）	令和三年三月